

# 改正気候変動適応法について

令和6年5月21日  
環境省九州地方環境事務所  
環境対策課

# 本日の内容

---

- 近年の夏の暑さ
- 改正気候変動適応法の概要
- 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート
- クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）
- 熱中症対策普及団体
- 今夏の熱中症予防強化キャンペーン

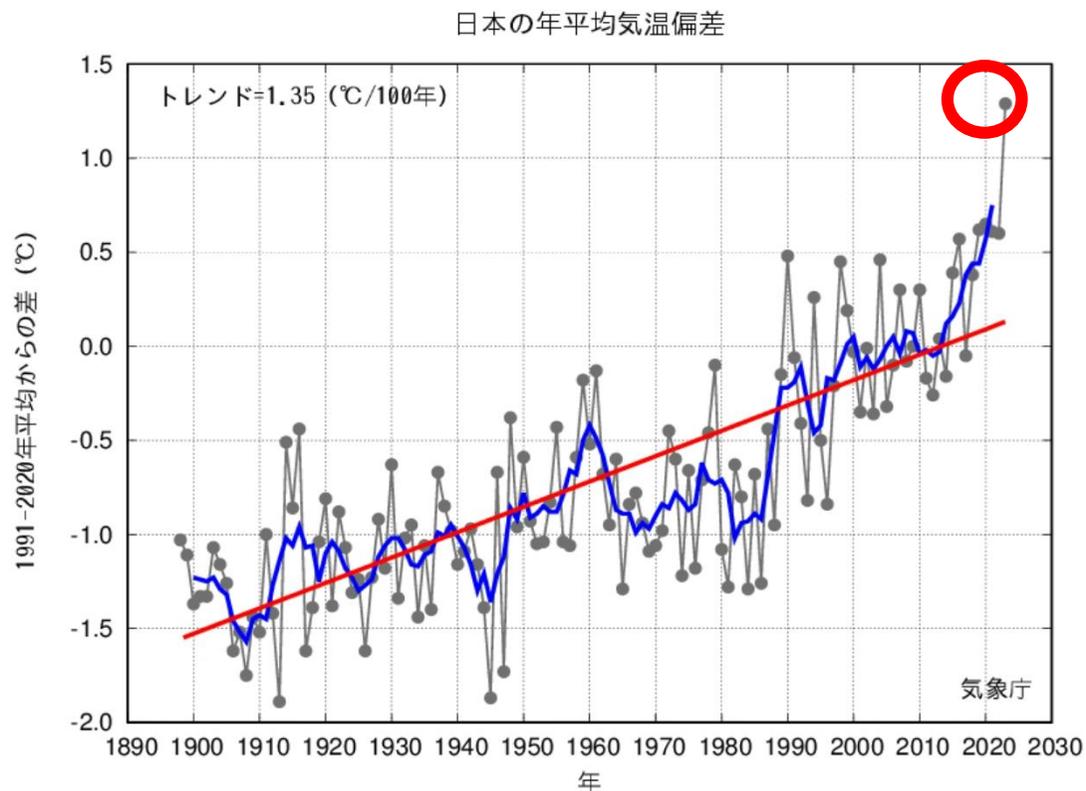
# 近年の夏の暑さ

# 地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年あたり1.35℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近5年がトップ5**。

【平均気温が基準値より高い年（1～5位）】

1位：2023年（+1.29℃）、2位：2020年（+0.65℃）、3位：2019年（+0.62℃）、  
4位：2021年（+0.61℃）、5位：2022年（+0.60℃）



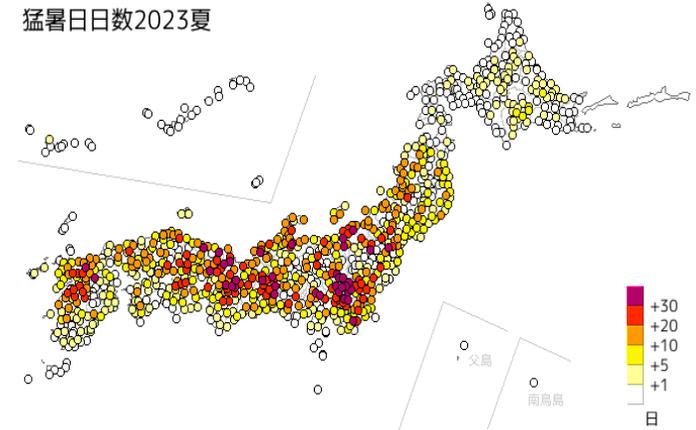
細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。  
基準値は1991～2020年の30年平均値。

# 令和5年夏（6～8月）の気温の特徴

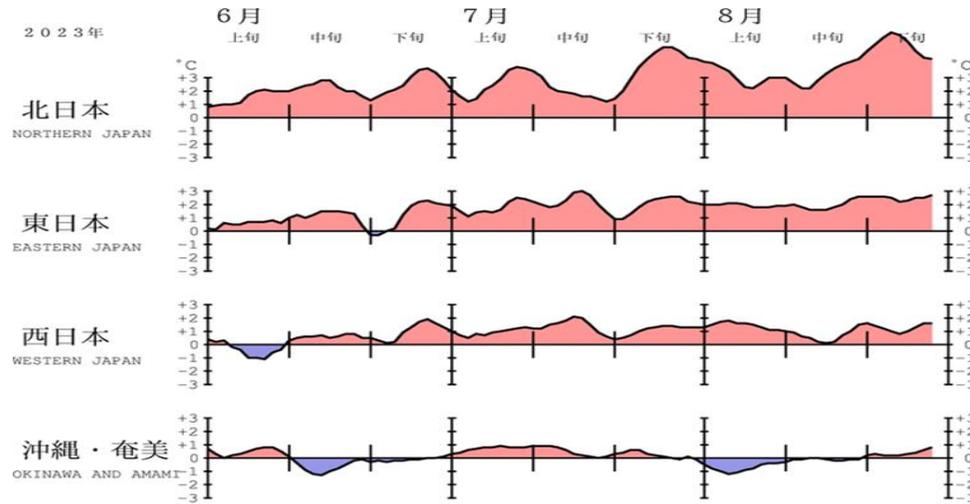
- 北日本を中心に暖かい空気に覆われやすく、南から暖かい空気が流れ込みやすかったため、夏の平均気温は北・東・西日本でかなり高かった。1946年の統計開始以降、夏として北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となった。（図①）
- 全国のアメダス地点で6月以降に観測された猛暑日地点数の積算は、7月下旬以降に大きく増加し、2010年以降で最多となった。（図②）

※長期間にわたって観測を継続している気象観測所の中から、都市化による影響が比較的小さく、特定の地域に偏らないよう選定した15地点（網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、宮崎、多度津、名瀬、石垣島）

猛暑日日数2023夏

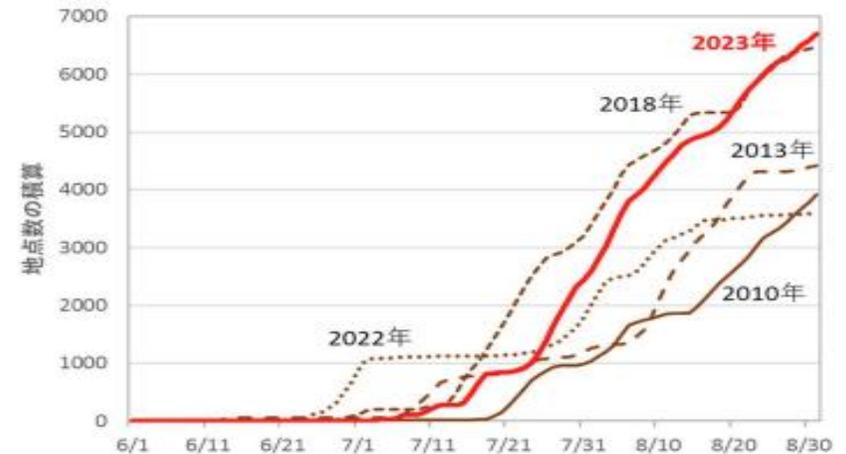


（参考）全国のアメダス地点で2023年6月～8月に観測された猛暑日日数の分布



①2023年6月～8月の5日移動平均した地域平均気温平年差の推移(°C)  
平年値は1991～2020年の平均値

全国のアメダス地点で観測された猛暑日の地点数の積算



②全国のアメダス地点で2023年6月～8月に観測された猛暑日地点数の積算

## 熱中症警戒アラート発表回数（全国延べ回数）

	令和3年度 (4/28～10/27)	令和4年度 (4/27～10/26)	令和5年 (4/26～10/25)
合計（回）	613	889	1,232

# 改正気候変動適応法の概要

# 気候変動適応法の改正について

## 【改正の概要】

- ◆ 熱中症対策の強化のため気候変動適応法を改正。
- ◆ 政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設を措置。

(令和5年4月改正法成立、令和6年4月1日施行)

### ＜法改正により措置された事項＞

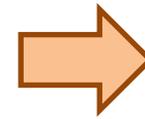
- 「熱中症対策実行計画」の法定計画化
  - 現行アラートを「熱中症警戒情報」に法定化
  - 「熱中症特別警戒情報」の創設
  - 市町村長による指定暑熱避難施設の指定
  - 市町村長による熱中症対策普及団体の指定
- ・令和5年5月30日閣議決定
- ・熱中症対策推進検討会において、運用に係る詳細について議論。
- ・検討会での議論を踏まえ、省令、運用等に係る指針・手引きを整備。

## 検討会における議論の概要

### ■ 第4回熱中症対策推進検討会（令和5年9月6日）

#### 【概要】

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の発表基準、発表の地域単位、指定暑熱避難施設の指定基準等について了承



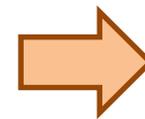
了承を得られた内容を踏まえて「**気候変動適応法施行規則**」を制定

（令和6年1月16日公布）

### ■ 第5回熱中症対策推進検討会（令和6年1月18日）

#### 【概要】

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の一般名称、表示の際の色、指定暑熱避難施設の一般名称、表示のマーク（クーリングシェルター・マーク）等について了承



今年度の検討会で了承を得られた内容を踏まえ「**熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針**」「**指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き**」※を最終取り

まとめ

※「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を含む。

**熱中症警戒アラート**

**熱中症特別警戒アラート**

# 現行「熱中症警戒アラート」について

令和6年度は4月24日(水)から10月23日(水)まで実施



## 熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

### 1. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数(WBGT)が**33以上になると予測した場合に発表**

暑さ指数(WBGT)	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防活動の目安
33℃以上	すべての生活活動における危険性	高齢者においては安眠状態でも発生する危険性が高い。外出する際はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止。特別の場合には運動を中止する。特に子どもは中止する。
28-31℃	すべての生活活動における危険性	外出時は直射日光を避け、涼しい室内に滞在する。	熱中症の危険性が高いため、涼しい運動や控えめな体温が上昇しやすい運動は避ける。10-20分おきに休憩をとる。水分・塩分の補給を行う。暑さに強い人は運動を継続可能な場合。
25-28℃	中等度以上の生活活動における危険性	運動や涼しい作業をする際、定期的に水分を補給し、涼しい環境に滞在する。	熱中症の危険性が高いため、涼しい運動や控えめな体温が上昇しやすい運動は避ける。10-20分おきに休憩をとる。水分・塩分の補給を行う。暑さに強い人は運動を継続可能な場合。
21-25℃	強い生活活動における危険性	一般に危険性は少ないが、涼しい環境や涼しい作業をする際は、定期的に水分を補給する。	注意(運動に水分補給) 熱中症による発熱が想定される可能性がある。熱中症の発熱に注意するとともに、運動の際に適切な水分補給を継続する。

注1) 日本生気象学会指針より引用  
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

### 2. 発表の地域単位・タイミング

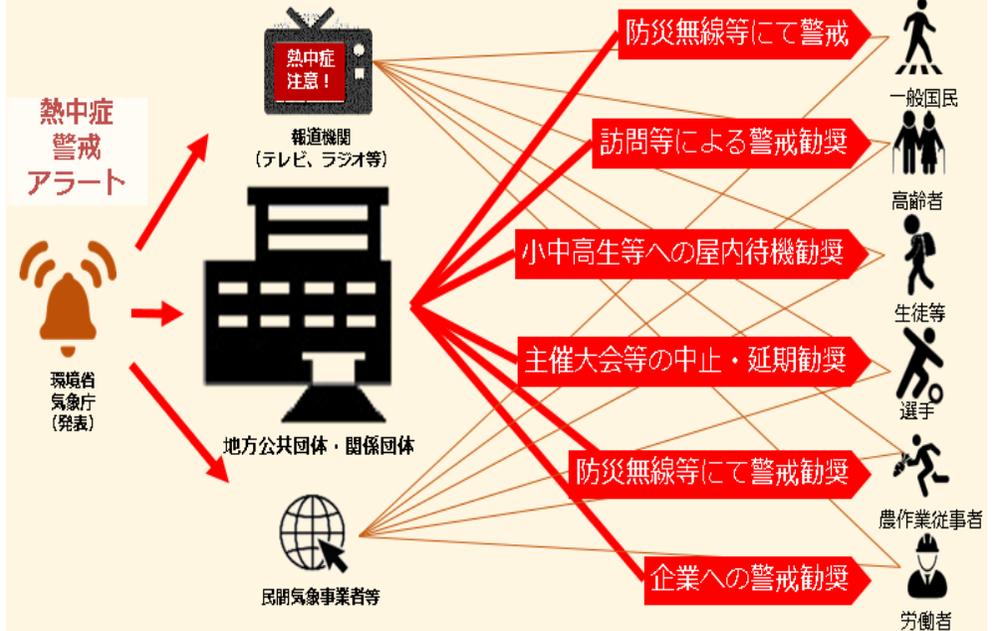
#### <地域単位>

- 気象庁の府県予報区等単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数(WBGT)も情報提供

#### <タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

### 3. 情報の伝達方法(イメージ)



※ 農作業従事者向けの「MAFFアプリ」や訪日外国人旅行者向けの「Safety tips」、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信。

### 【参考】過去の実績

#### (令和3年度)

発表地域: **53地域/58地域**  
発表日数: **75日/183日**  
延べ発表回数: **613回**  
※4/28~10/27

#### (令和4年度)

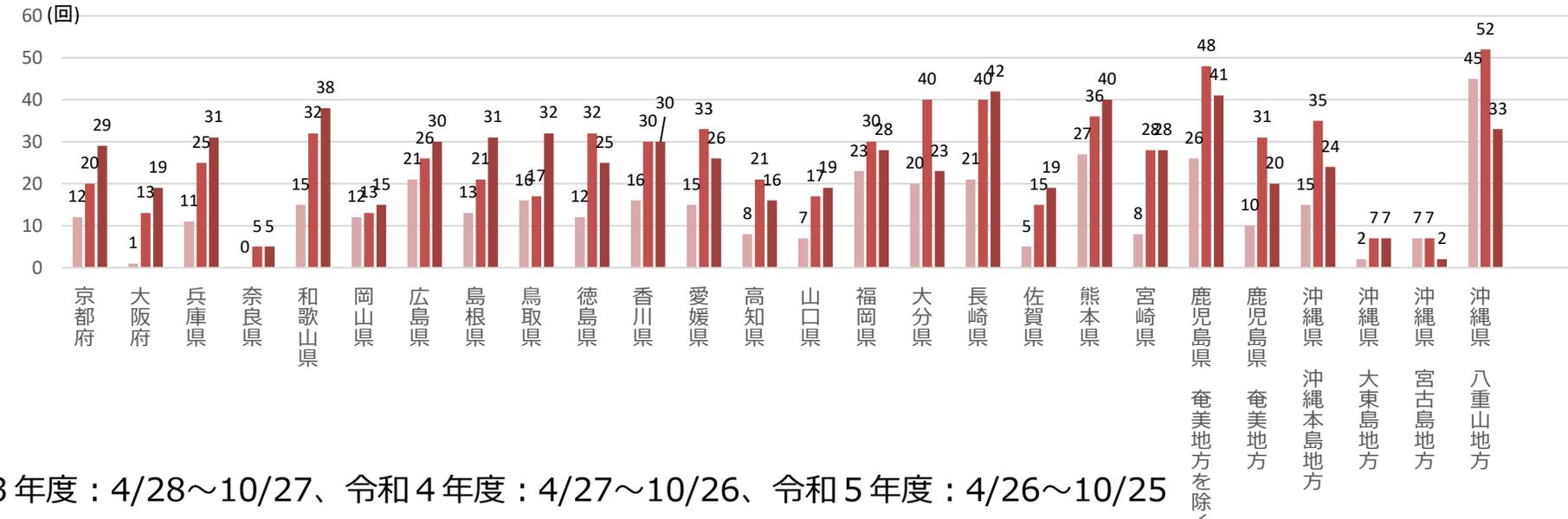
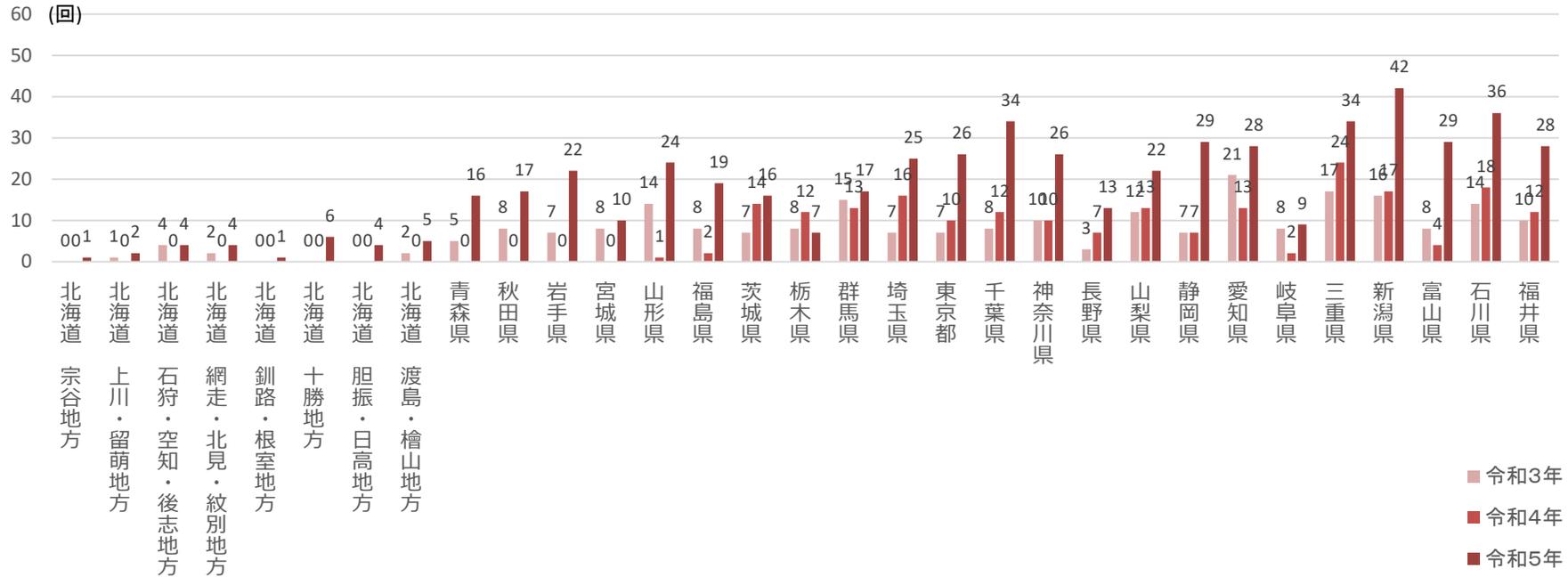
発表地域: **46地域/58地域**  
発表日数: **85日/183日**  
延べ発表回数: **889回**  
※4/27~10/26

### 4. 令和5年度の実績

発表地域: **58地域/58地域**  
発表日数: **83日/183日**  
延べ発表回数: **1232回**  
※4/26~10/25

※令和3年から全国運用開始

# 令和3～5年熱中症警戒アラートの発表状況（府県予報区等単位別）



令和3年度：4/28～10/27、令和4年度：4/27～10/26、令和5年度：4/26～10/25

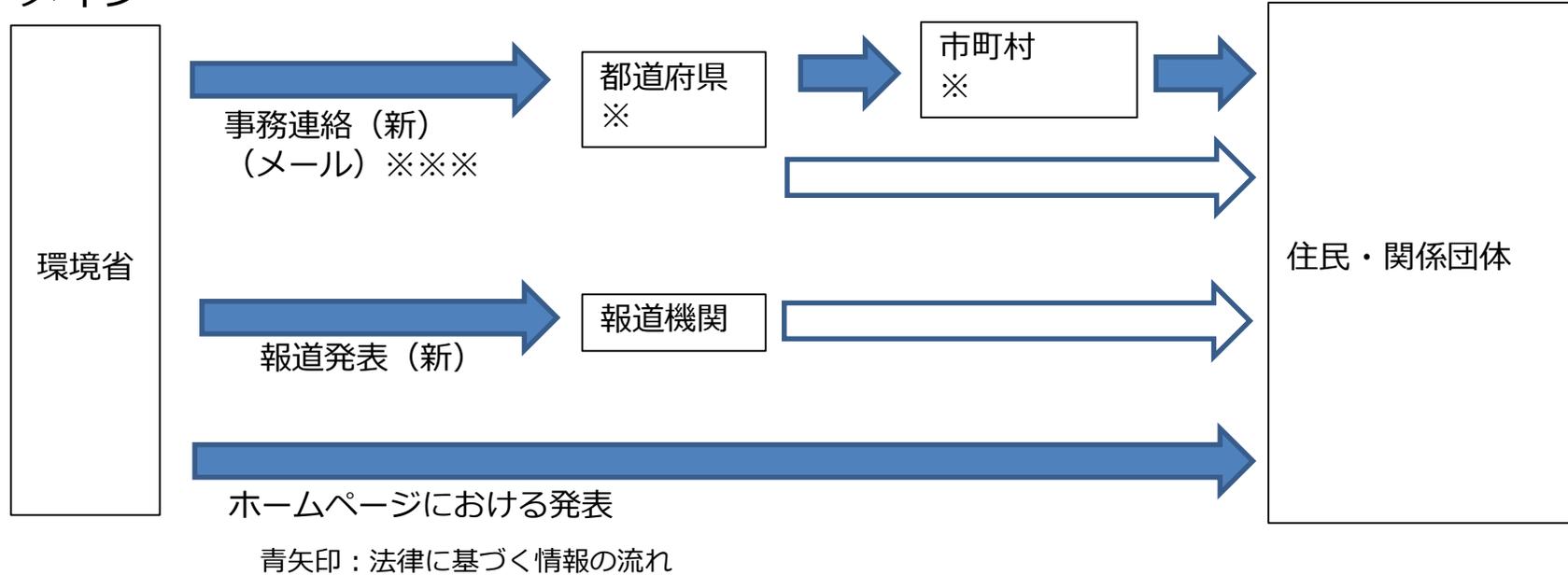
# 熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p>&lt;これまでの発表回数&gt; R3: 613回, R4: 889回, <b>R5:1,232回</b></p>	<p>気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</p> <p>&lt;過去に例のない広域的な危険な暑さを想定&gt;</p>
発表基準	<p><u>府県予報区等内のいずれか</u>の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が<b>33</b>(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合</p>	<p><u>都道府県内</u>において、<u>全ての</u>暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<b>35</b>(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合</p> <p>(<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)</p>
発表時間	前日 <b>午後5時</b> 頃 及び 当日 <b>午前5時</b> 頃	<b>前日午後2時</b> 頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<b>紫</b> (現行は赤)	<b>黒</b>

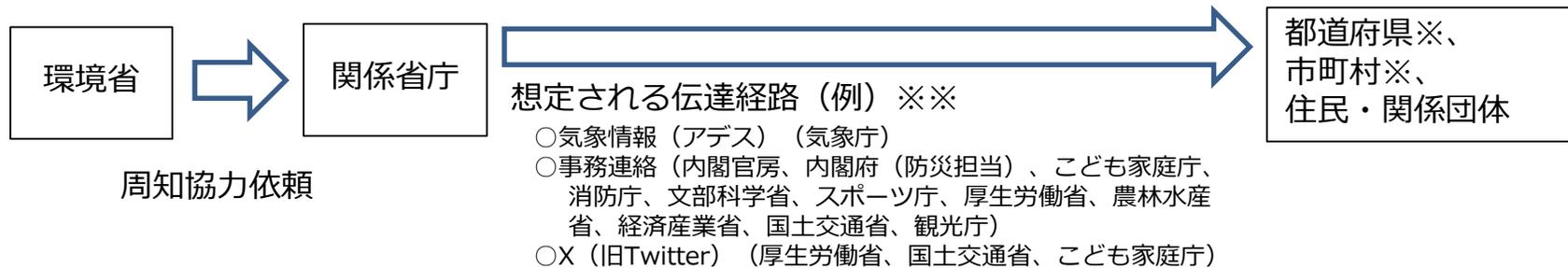
補足) R6の運用期間: 4月第4水曜日(24日)~10月第4水曜日(23日) (運用期間外の情報収集も実施予定)

# 熱中症特別警戒情報の主な伝達経路

メイン

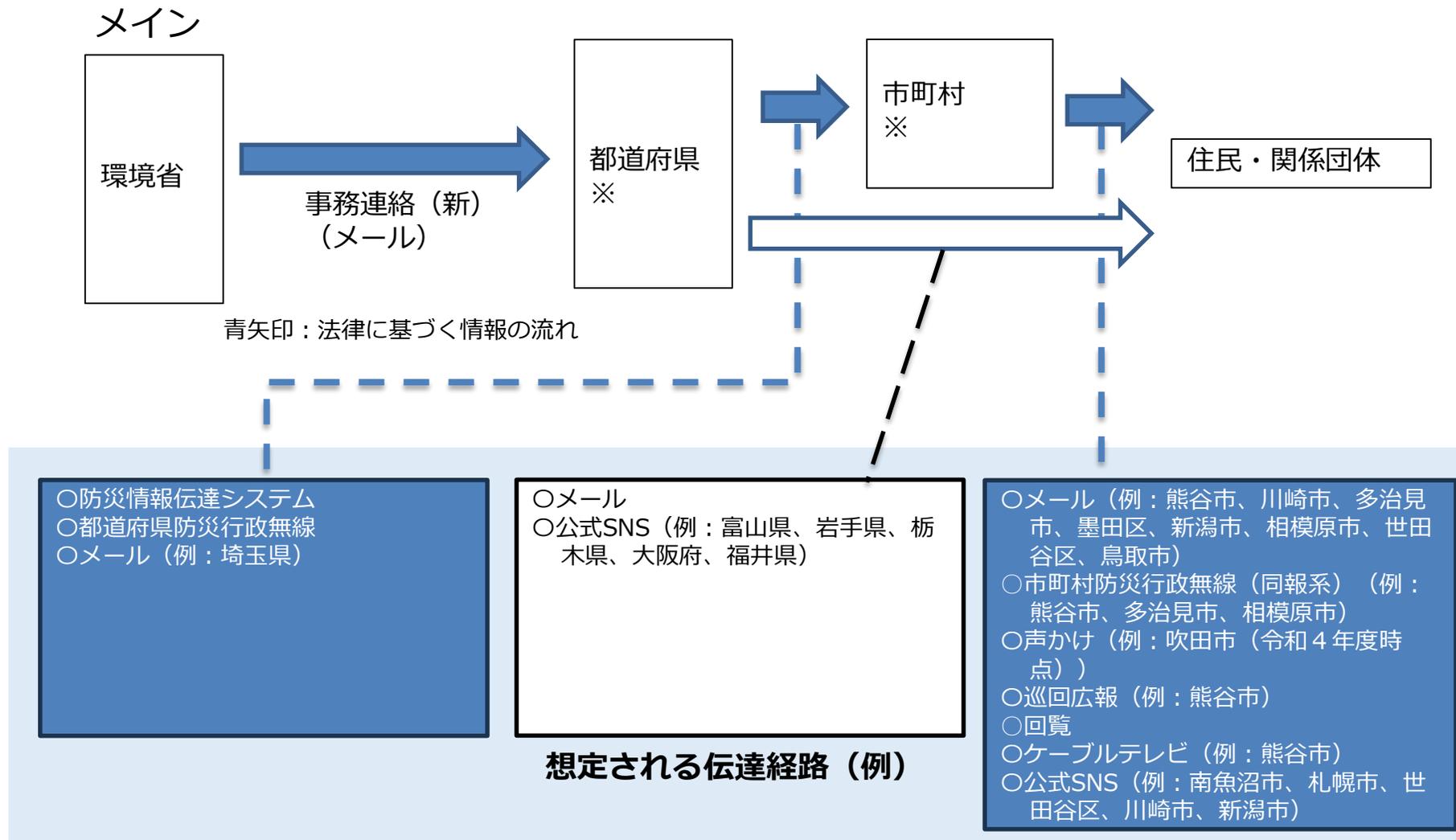


サブ



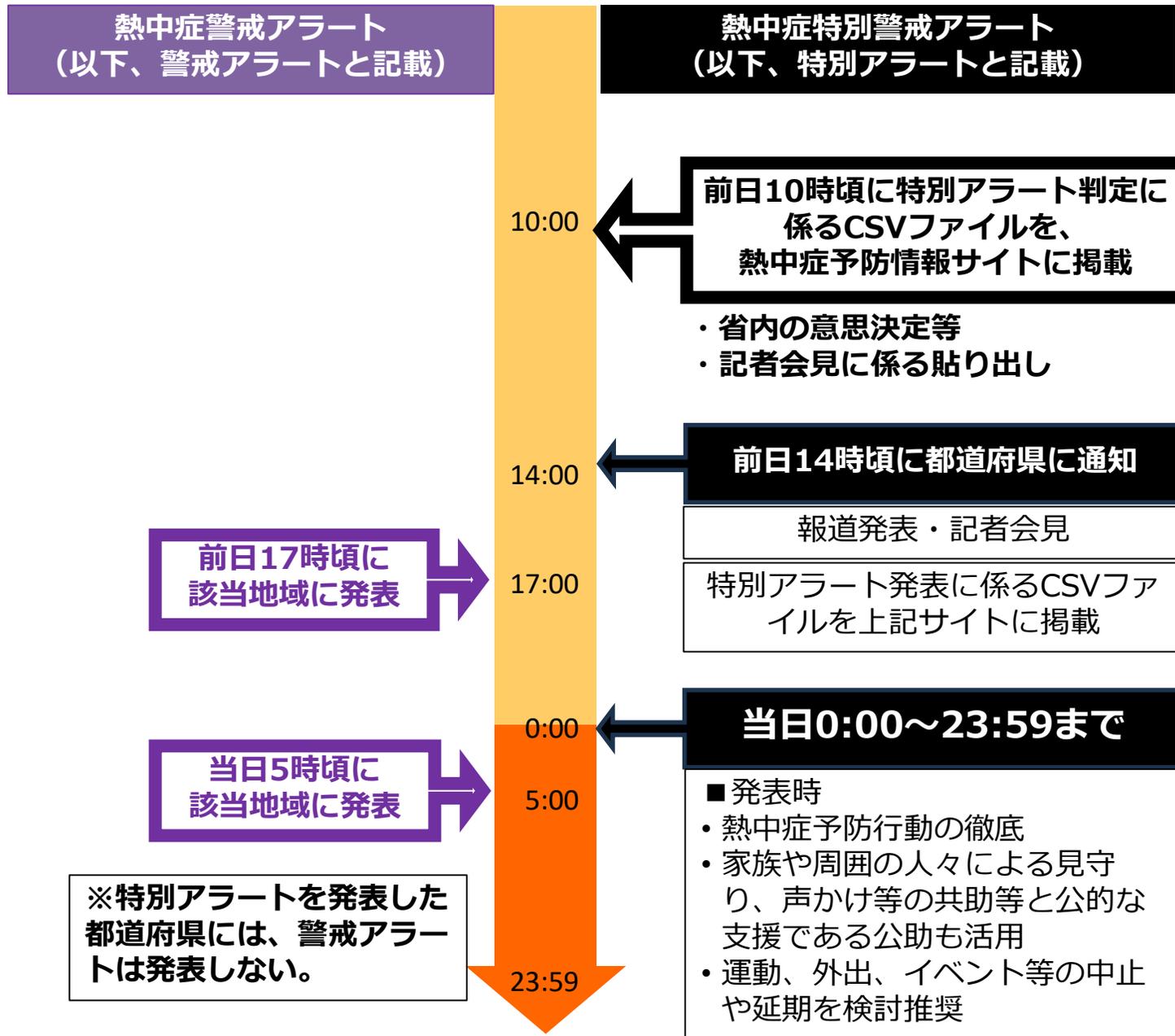
※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能  
 例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等  
 ※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。  
 例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。  
 ※※環境省から都道府県への連絡については、該当都道府県のみならず近隣の都道府県を含む全国に注意喚起が必要なことから、事前に登録いただいた宛先にメーリングリストなどで送付

# 熱中症特別警戒情報について都道府県、市町村において 活用が想定される伝達経路



※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能  
例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等  
注：事例として取り上げている例は、法施行前の事例をまとめたものであり、現行の熱中症警戒アラートの取組例である。

# タイムライン



# 熱中症予防情報サイトにおける 熱中症警戒情報発表時に提供される情報

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の概要（キーマッセージ）

○熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！

○まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう。

○その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。

○高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう。

○皆で、身近な場所での暑さ指数を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！

# 熱中症予防情報サイトにおける 熱中症特別警戒情報発表時に提供される情報

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の概要（キーマッセージ）

○広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！

○自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！

・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。

・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人々が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。

○今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

# (参考) 過去に例のない危険な暑さについて

暑さ指数情報提供 約840地点

○2012～2023年では、都道府県内において、**全ての暑さ指数情報提供地点における日最高暑さ指数（WBGT）の最低値の過去最高値は34で、2020年8月11日の埼玉県であった。**

※暑さ指数（WBGT）は四捨五入した値。2012年以降に追加となった地点がある。

2020年8月11日の埼玉県内観測地点の日最高暑さ指数（WBGT）

観測地点名	寄居	熊谷	久喜	秩父	鳩山	さいたま	越谷	所沢
暑さ指数（WBGT）	33.9	33.7	35.0	33.6	34.2	34.7	35.0	34.2



埼玉県観測所8地点位置図

(令和4年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務報告書から作成)

**➡ 暑さ指数（WBGT）35は、危険な暑さ**

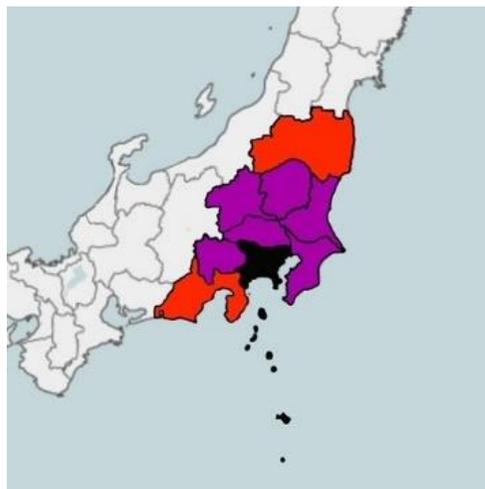
# (参考) 熱中症特別警戒情報等の色のイメージ

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表中

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）発表中

暑さ指数31・32に達する地域※

※暑さ指数31以上は、  
日本生気象学会の指針によると、  
危険とされており、  
日本スポーツ協会によると、  
運動は原則中止とされている。



注) 熱中症特別警戒情報は黒色、熱中症警戒情報は紫色とする。なお、暑さ指数31・32の危険性が伝わるように、暑さ指数が31以上と予測される地点がある都道府県については、赤色とする等によりその危険性が伝わるように努める（暑さ指数（WBGT）が31以上と予測される地点がある都道府県について赤色とする上記の例はあくまで例示であり、各伝達者において、熱中症特別警戒情報等と合わせて、各地点の暑さ指数（WBGT）の併記やリンク等で比較的用意にアクセスできる等の方法も考えられる。）。

# **クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)**

# 指定暑熱避難施設の概要

<p>法令上の位置づけ</p>	<p>(1) 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。</p> <p>(2) 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(3) 市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。</p> <p>(4) 市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。</p> <p>(5) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。</p> <p>(6) 市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表する義務がある。</p>
<p>必ず備えるべき最低限の基準</p>	<p>指定暑熱避難施設の指定基準としては、次の事項とする。</p> <p>(1) 適当な冷房設備を有すること（改正気候変動適応法第21条第1項第1号）、</p> <p>(2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること（改正気候変動適応法第21条第1項第2号）</p> <p>(3) 当該施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（気候変動適応法施行規則第4条）</p> <p>なお、当該基準は、既に冷房設備が整っている施設の活用を官民間問わず幅広く認めることにより、取組を後押しする趣旨で最低限の基準とするものである。従って、地方公共団体がそれぞれ、地域の実情に照らして、個別に必要とされる事項を定めても差し支えない。</p>
<p>民間施設等の指定に係る協定に定める事項</p>	<p>市町村以外の者が管理する施設（民間施設等）を指定暑熱避難施設として指定する場合、市町村長と当該指定暑熱避難施設の管理者との間において締結する基本的な協定事項は、次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の目的となる指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放可能日及び時間帯、受入可能人数（改正気候変動適応法第21条第3項）</li> <li>・施設の管理に関する事項、協定の有効期間その他必要な事項（気候変動適応法施行規則第5条）</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>地方公共団体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、施設へのアクセス方法、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準とはしない。地方公共団体が指定・設置、運営に当たり参考となる事例等については、別途「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」で示しており、地域の実情に合わせて積極的な活用が望まれる。</p>

(解説) 必ず備えるべき最低限の基準の具体的な解説は以下のとおり。

(1) 適当な冷房設備について

- 定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備

(2) 必要かつ適切な空間について

- 指定暑熱避難施設の大きさではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること（例：指定暑熱避難施設として一定程度の定量的な面積が確保されているのではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数が10人であれば10人が、5人であれば5人が、地域や指定暑熱避難施設の状況に応じて、同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。）

(解説) 民間施設等の指定に係る協定に定める事項に関する具体的な解説は以下のとおり。

(1) 受入可能人数について

- 一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保される以上に、受け入れ可能人数を設定しないこと。なお、実際の運用に当たっては、地域や施設、気象状況に応じて、一時的に受入可能人数を超えて滞在することも想定される。

(2) 当該施設の管理に関する事項について

- 管理に関する事項について、具体的には、施設内の具体的な開放場所、構造、運営に係る役割等に関する内容などが想定される。

# (参考) クーリングシェルターの国内外の事例

## 【国内事例】

### ➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市  
(令和元年撮影)

### ➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設(地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等)



写真提供：品川区

## 【海外事例】

### ➤ カナダの事例(2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績)

#### ○バンクーバー市

市内10か所(図書館、公民館)で運営

運営主体：バンクーバー市危機管理部門

#### ○カムループス市

アイスホッケーリンク(写真)を12時~20時まで開設。

2021年は350人が利用。



# 指定暑熱避難施設について

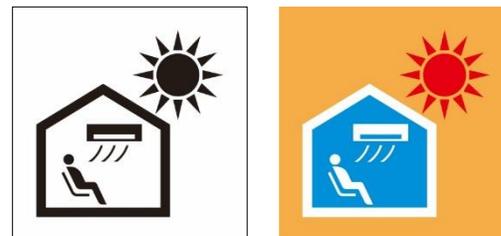
## 指定暑熱避難施設

- 指定暑熱避難施設について、広く認知されやすいように一般名称は、クーリングシェルターとする。
- 住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを定める。

※商標としては、白黒のデザインとして環境省が登録  
各使用者の使用状況に応じて、右の例を参考に色については変更可能  
適宜ロゴマークも活用

- 施設管理者や各地方公共団体が、自らの地域の  
実情等に応じて指定暑熱避難施設を運営できる  
よう「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を  
取りまとめ。

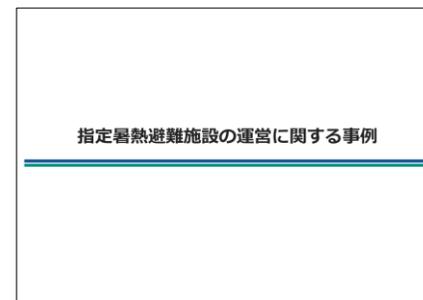
クーリングシェルター・マーク



(参考) ロゴマーク

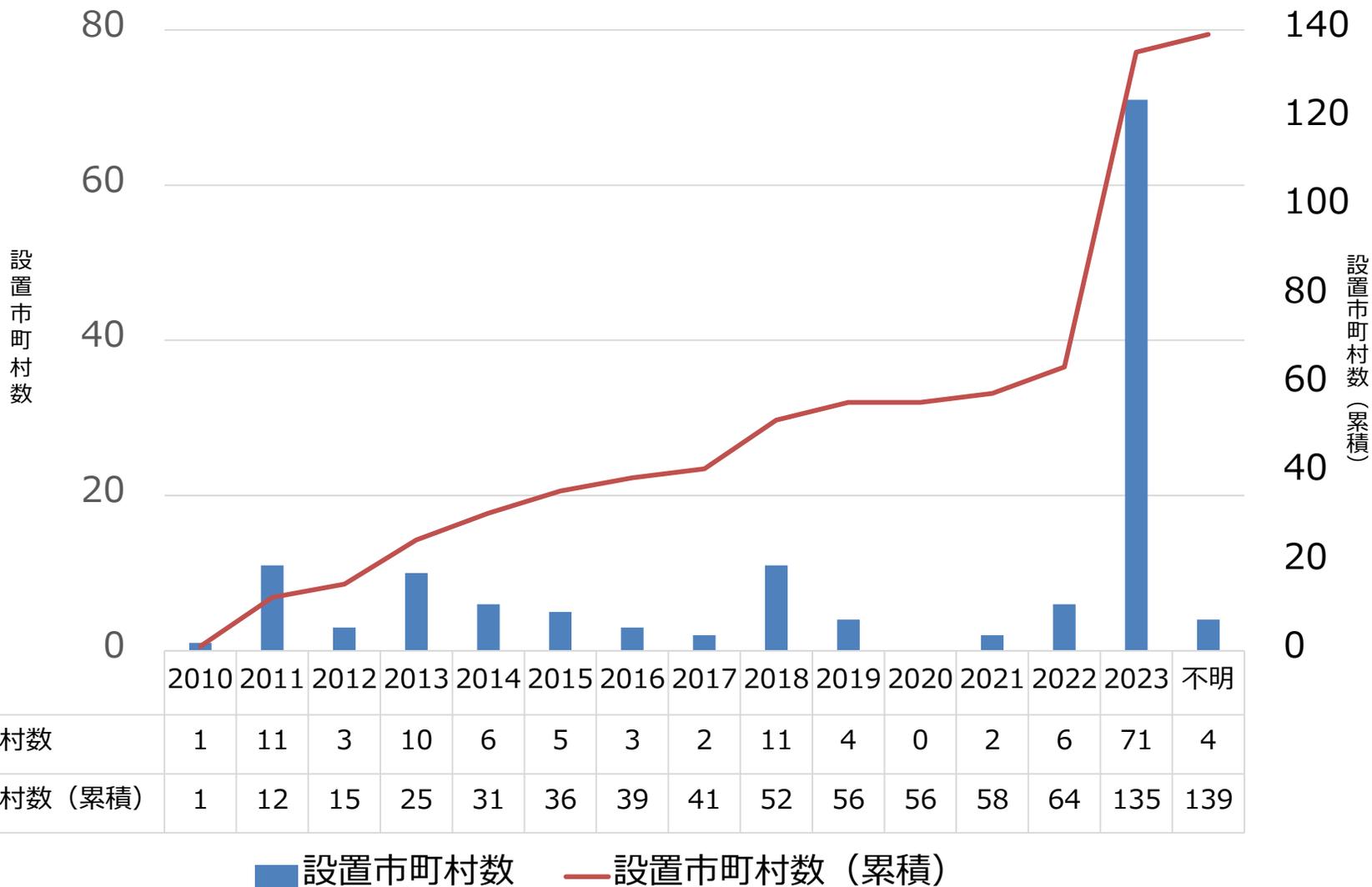
指定暑熱避難施設  
クーリングシェルター  
COOLING SHELTER

指定暑熱避難施設の運営に関する事例（表紙）



# 法施行前におけるクーリングシェルターの運用開始した市町村数の推移

n=139市区町村（開示に同意かつクーリングシェルター※を設置）



1,922市区町村を対象に「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」においてWEB回答より作成（令和5年12月時点の情報。なお1,725市区町村は未回答又は開示に不同意）  
 ※暑さをしのぐための場所・施設

# 熱中症対策普及団体

## 指定を受けることができる団体※

- 一般社団法人及び一般財団法人※※
- 特定非営利活動法人
- 社会福祉法人※※※
- 会社  
: 会社法上の会社、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

※改正気候変動適応法第23条第1項及び気候変動適応法施行規則第6条

※※一般社団法人には公益社団法人を、一般財団法人には公益財団法人を含む。

※※※なお、学校法人や医療法人が熱中症対策普及事業を行うことは、現時点では想定していない。

## 熱中症対策普及団体の概要②

<p>法律上の位置づけ</p>	<p>(1) 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人を、その申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる。</p> <p>(2) 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。</p> <p>(3) 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(4) 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 ※（４）の規程に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>
<p>指定基準</p>	<p>熱中症対策普及団体の指定基準としては、次の事項とする。</p> <p>(1) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること（後述のとおり）。</p> <p>(3) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(4) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができることと認められること。（改正気候変動適応法第23条第1項）</p>
<p>申請書の記載事項及び添付する書類</p>	<p>記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称及び住所並びに代表者の氏名、事務所の名称及び所在地</li> </ul> <p>添付する書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面、熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面、資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面、個人に関する情報の適正な取扱いについての実施要領、個人に関する情報の適正な取扱いについての計画を記載した書類</li> </ul> <p style="text-align: right;">（気候変動適応法施行規則第7条）</p>
<p>普及団体が実施する事業</p>	<p>(1) 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。</p> <p>(2) 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（改正気候変動適応法第23条第3項）</p>
<p>個人に関する情報の取扱い</p>	<p>個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置は以下のとおり。</p> <p>(1) 普及団体は、個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">（気候変動適応法施行規則第9条）</p>

## 熱中症対策普及団体

- 市町村が熱中症対策普及団体を指定する際の一助となるよう、指定における考え方や手続等を「**熱中症対策普及団体の指定に関する手引き**」として取りまとめ。

### 目次

- 1 熱中症対策普及団体について
  - (1) 制度概要
  - (2) 意義
  - (3) 指定対象
  - (4) 業務内容
  - (5) 市町村との連携
- 2 熱中症対策普及団体の指定手続き
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 申請書類等について
  - (3) 指定基準
  - (4) 指定に際しての考え方
  - (5) 熱中症対策普及団体に対する対応等
  - (6) 個人に関する情報の適正な取扱いについて

### 【参考】

- 熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱・様式等（参考例）
- 参照条文

# (参考) 熱中症対策に係る地域の民間団体の活動事例

## NPO法人・ボランティア団体等



- 在宅訪問を行い、居住者の状況や体調を確認する等熱中症予防に関する声かけ・見守りを実施
- 高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施

## 民間企業

- 自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強力にサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

## 一般社団法人

- 熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催

# 今夏の熱中症予防強化キャンペーン

# 『今夏の熱中症予防強化キャンペーン』 令和6年4～9月の実施表①

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】							
	熱中症警戒アラート（気象庁との共同発表）・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】							
	エアコンの早期試 運転について業界 団体から呼びかけ 【事業者等】	熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】						
		熱中症による死傷労働 災害件数を公表 【厚生労働省】	“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発【経済産業省・環境省】					
	熱中症予防の普及啓 発・注意喚起について 事務連絡 【厚生労働省・環境省】		大型ビジョンによる熱中症警戒アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】					
		“エアコンの早期点 検・使い方”について 普及啓発【経済産業・環 境省・事業者等】	新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】					
	高齢者等 ・ 関係団体		梅雨明け・熱中症注意の普及啓発 【関係府省庁】		盛夏・熱中症最大注意の普及啓発【関係府省庁】		各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】	
		“水の週間”関連行事として打ち水の実施等に よる普及啓発【国土交通省】		天候等踏まえ適宜実施：“災害時の熱中症対策”【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】				
		熱中症予防の普及啓発・ 注意喚起について事務連 絡（第1弾） 【厚生労働省・環境省】		高齢者福祉等の関係団 体への見守り、声かけ 依頼【内閣官房、厚生労働省、 環境省】		熱中症予防の普及啓発・ 注意喚起について 事務連絡（第2弾） 【厚生労働省・環境省】		
		高齢者向けのコンテンツをSNS等を活用し発信【環境省】						

# 『今夏の熱中症予防強化キャンペーン』

令和6年4～9月の実施表②

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
地方公共団体等	地域における熱中症対策の先進的な取組事例集等の一層の周知【環境省】						
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】						
	熱中症特別警戒アラート発表時の伝達訓練【環境省】	熱中症対策・体制強化の依頼発出【関係府省庁】	都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】		都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】		
学校・スポーツの管理者等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知【文部科学省】	啓発動画の周知【スポーツ庁】	都道府県・政令指定都市教育委員会学校体育主管課の指導主事（小学校・中学校）連絡協議会において注意喚起【スポーツ庁】				
			熱中症事故防止について事務連絡【スポーツ庁】				
			担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請【文部科学省】	事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起【文部科学省、スポーツ庁】			
			訪日外国人のための救急車利用ガイド【消防庁】				
労働者・農業従事者	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】					
			MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】				
	熱中症予防等の啓発資料の作成【農林水産省】	熱中症対策研修実施強化期間（都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進）【農林水産省】					
	熱中症対策ステッカーの作成・送付【農林水産省】			熱中症予防等に関するオンライン研修【農林水産省】			

# 參考資料

## **(参考) 気候変動適応法改正関連**

# 2021年6月に発生したカナダの熱波の概要

【発生地域】 カナダ (ブリティッシュ・コロンビア州)

【最高気温】 **49.6度**を記録 (6月29日 リットン村※)

(※) 北緯50度13分52秒 (宗谷岬:北緯45度31分21秒)

6月の平均最高気温 (1981-2010年) **24.3 度**

出典: Environment Canada

【死亡数】



総面積 約947,800km<sup>2</sup>

(日本の総面積  
約378,000 km<sup>2</sup>)

<カナダの熱波定義>

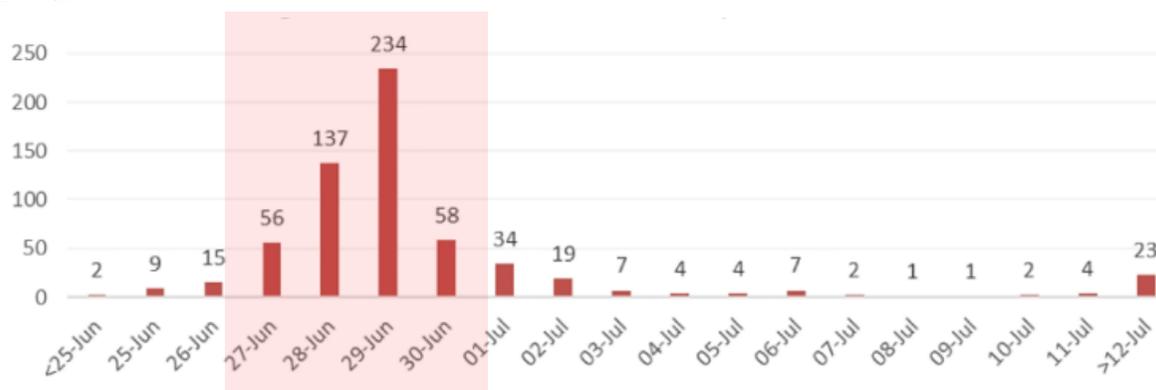
猛暑の標準的な定義はなく、欧州の研究プロジェクトEuroHEATは、熱波を「最高体感温度と最低気温が月別分布の90パーセントイル以上の期間が少なくとも2日間あること」と定義している。

カナダ環境局の熱波の定義は、「最高気温が32℃以上の期間が3日間以上連続して発生」である。

生理学に基づいた定義では、極端な暑さは「特定の集団の罹患率や死亡率の上昇と関連することが観察される閾値と期間」とされている。(※2)

熱波発生による死亡数 ブリティッシュ・コロンビア州 (人口 500万人)	
熱中症による死亡数	一週間あたりの死亡数 (6月25日~7月1日) (※1より集計)
<b>619人</b> (1万人あたり1.23人)	<b>543人</b> (1万人あたり1.08人)

日別の死亡数 40度以上の気温を観測した日



(※1) [Extreme Heat and Human Mortality: A Review of Heat-Related Deaths in B.C. in Summer 2021](https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf)

[https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme\\_heat\\_death\\_review\\_panel\\_report.pdf](https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf)

(※2) [Heat Alert and Response Systems to Protect Health: Best Practices Guidebook](https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-sem/alt_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf)

[https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-sem/alt\\_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf](https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-sem/alt_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf)

# 2022年7月中旬に発生した欧州の熱波

	熱波期間中の 最高気温	概要
イギリス	40.3℃ 7月19日 東部コニングスビー	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 3,200人以上(人口約6,700万人)</li><li>● 保健安全保障庁(UKHSA)と気象庁(Met Office)等は、気温の警告レベル「レベル4：非常事態」を初めて発出した。</li><li>● 鉄道運休、空港滑走路の閉鎖、政府が国民に対し自宅待機を要請した。</li><li>● 7月19日に観測史上初めて40℃を超えた。</li></ul>
スペイン	43.6℃ 7月12日、13日 南部コルドバ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 約4,000人(人口約4,700万人)</li><li>● 山火事の影響で3,000人が避難した。</li></ul>
ポルトガル	44.2℃ 7月13日 南東部エボラ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 1,000人以上(人口約1,000万人)</li></ul>
フランス	42.4℃ 7月18日、カゾー	<ul style="list-style-type: none"><li>● フランス南西部では、山火事により約2万ヘクタールの森林が焼失し、約3万7,000人が避難した。</li></ul>
ドイツ	40.1℃ 7月20日 ハンブルク	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 約4,500人(人口約8,300万人)</li></ul>

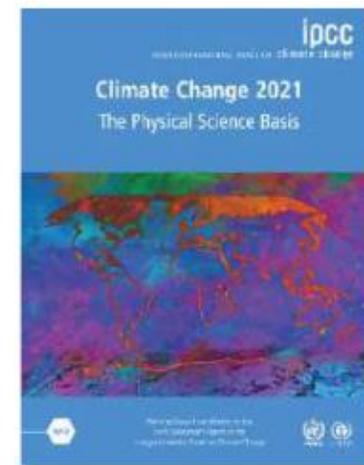
※気象庁、報道ベース、ドイツ気象局、WHO Regional Director for Europe (死亡者数については2022/11/7時点) から環境省調べ  
Statement – Climate change is already killing us, but strong action now can prevent more deaths  
<https://www.who.int/europe/news/item/07-11-2022-statement---climate-change-is-already-killing-us--but-strong-action-now-can-prevent-more-deaths>

# 「地球温暖化」と「極端な高温」の関係

## IPCC：気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)

科学的中立性を重視しながら**気候変動に関する最新の科学的知見を評価**し  
取りまとめた「評価報告書」を、1990年から5～8年ごとに公表している。

2021年7月現在、195の国等が参加。



- **極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測。**

極端現象の種類	現在 (+1°C)	+1.5°C	+2.0°C	+4.0°C
極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍

※ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書を基に作成

# 気候変動対策：緩和と適応は車の両輪

**緩和**：気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

**適応**：既に生じている、あるいは、将来予測される**気候変動の影響による被害の回避・軽減対策**

## 温室効果ガスの増加

化石燃料使用による  
二酸化炭素の排出など

## 気候変動

気温上昇（地球温暖化）  
降雨パターンの変化  
海面上昇など

## 気候変動の影響

生活、社会、経済  
自然環境への影響

## 緩和

温室効果ガスの  
排出を削減する

地球温暖化対策推進法

## 適応

被害を回避・  
軽減する

気候変動適応法

## 1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

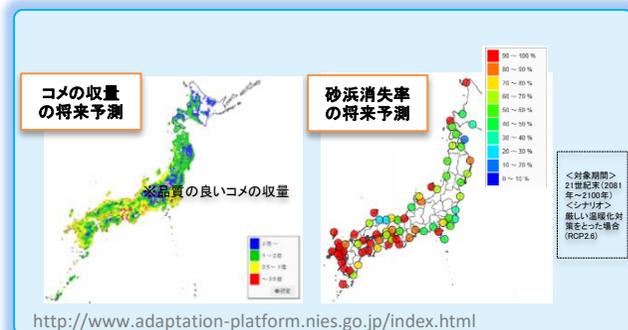
### 各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
  - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
  - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
  - ・ハザードマップ作成の促進
  - ・熱中症予防対策の推進
- 等

## 2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。



## 3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

## 4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

# 今般の改正法の概要

# 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

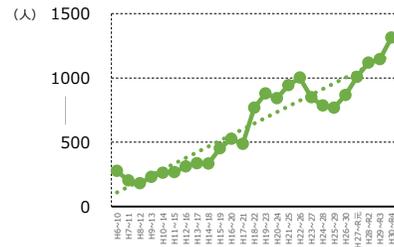
公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

## ■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える**年も。
- 「**熱中症警戒アラート**」(本格実施は令和3年から)の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



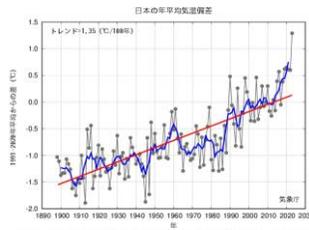
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

出典：令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



出典：気象庁 日本の年平均気温

細線(黒)：各年の平均気温の基準値からの偏差  
太線(青)：偏差の5年移動平均値  
直線(赤)：長期変化傾向  
基準値は1991~2020年の30年平均値。

## ■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁の担当部局長)で<b>熱中症対策行動計画</b>を策定(法の位置づけなし)</li> </ul> <p>(関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>熱中症対策実行計画</b>として法定の間閣議決定計画に格上げ</li> </ul> <p>→ 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進</p> <p>※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省と気象庁とで、<b>熱中症警戒アラート</b>を発信(法の位置づけなし)</li> </ul> <p>※本格実施は令和3年から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行アラートを<b>熱中症警戒情報</b>として法に位置づけ</li> <li>さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の<b>熱中症特別警戒情報</b>を創設(新規)</li> </ul> <p>→ 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に</p>
アラート	<p>現行「アラート」の告知画像</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシエルトアの活用が進められているが、国内での取組は限定的</li> <li>独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター等)を<b>指定暑熱避難施設(クーリングシエルトア)</b>として指定(新規)</li> <li>指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放</li> <li>市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を<b>熱中症対策普及団体</b>として指定(新規)</li> <li>→ 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底</li> </ul>
地域の対策		<p>独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、<b>地域における対策推進</b>に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加</li> <li>→ 熱中症対策をより安定的かつ着実に進める体制を確立</li> </ul>

### <施行期日>

- ・ 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日(令和5年6月1日)
- ・ その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日(令和6年4月1日)

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

# 政府による熱中症対策実行計画の策定

## 【第1条関係】 気候変動適応法第16条

◆ 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、**熱中症対策の実行に関する計画（熱中症対策実行計画）を定めなければならない。**

◆ 環境大臣は、熱中症対策実行計画の案を作成し、**閣議の決定を求めなければならない。**

※熱中症対策：気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

### 現行

環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁担当部局長)において、熱中症対策行動計画を策定(法の位置づけなし)

※関係府省庁：

内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁

※熱中症対策行動計画：令和3年3月策定  
(令和4年4月改定)

### 改正後

**熱中症対策実行計画**として**法定の閣議決定計画に格上げ**

→関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に、**政府一体となった**熱中症対策を推進

- 例)
- ・熱中症予防に関する普及啓発
  - ・一般住宅や公共施設等におけるエアコンの普及促進
  - ・施設管理者(学校、スポーツ施設、事業所等)が行う熱中症対策の促進
  - ・救急搬送等情報の的確・迅速な把握

# 熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

## 目標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目標とする。

（※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

## 計画期間

おおむね  
5年間

## 推進体制

**熱中症対策推進会議**（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

## 関係者の基本的役割

**国**：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成  
**地方公共団体**：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進  
**事業者**：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策  
**国民**：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

## 熱中症対策の具体的な施策

### 1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

### 2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

### 3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施  
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

### 4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

### 5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

### 6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

## 極端な高温発生時の対応

### 7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

### 8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

## 実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

# 熱中症対策推進会議

関係府省庁が連携し政府が一体となって熱中症対策に取り組むため、**環境大臣を議長として12府省庁で構成された会議**

## 熱中症対策推進会議

議長 環境大臣

副議長 環境大臣が指名する環境副大臣

構成員 内閣府大臣官房審議官（防災担当）

内閣府孤独・孤立対策推進室長

こども家庭庁成育局長

消防庁審議官

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省健康・生活衛生局長

農林水産省大臣官房生産振興審議官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

国土交通省総合政策局長

観光庁審議官

気象庁大気海洋部長

環境省大臣官房環境保健部長

## これまでの開催

- 第1回：令和3年3月25日 熱中症対策行動計画の策定
- 第2回：令和3年7月2日 令和3年夏に向けた政府の取組について
- 第3回：令和4年4月13日 熱中症対策行動計画の改定
- 第4回：令和4年7月21日 関係府省庁連携による更なる取組について
- 第5回：令和5年5月29日（※）**熱中症対策実行計画案及び気候変動適応計画（一部変更案）について**

※気候変動適応推進会議・熱中症対策推進会議合同会議として開催

- 第6回：令和6年3月25日 熱中症対策実行計画に基づく施策の状況について

# 熱中症の状況

# 熱中症とは

## 熱中症は・・・

- 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性があり  
ます。
- 死に至る可能性のある病態です。
- 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

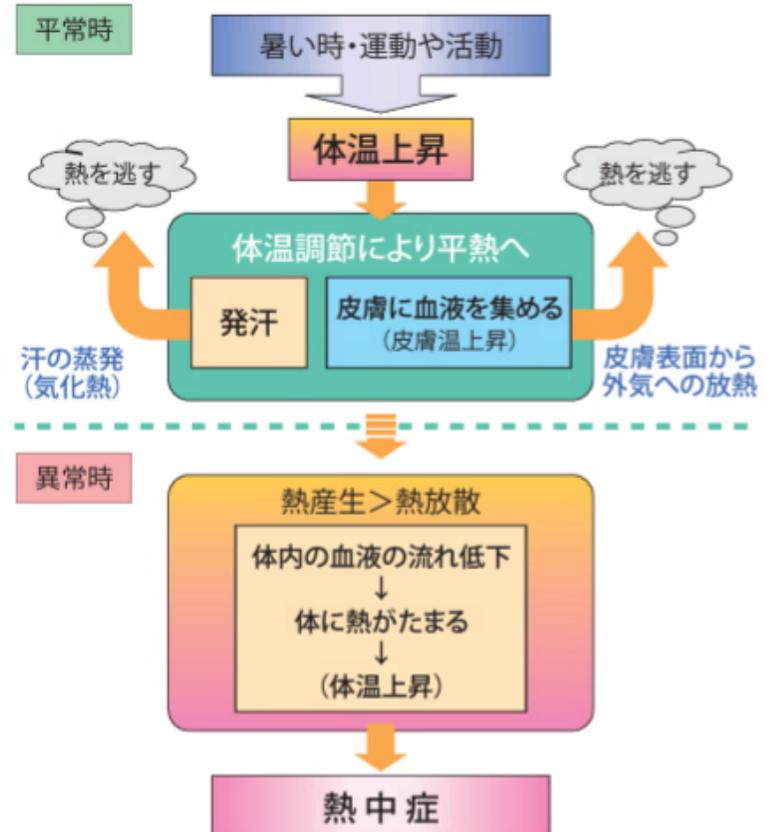


図1-1 熱中症の起こり方

# 人の体温調節メカニズム

## 【人の体温調節メカニズム】

人は体温の上昇を防ぐために、自律的に皮膚近くの血管を拡張し、皮膚の近くに血液を多く流して、皮膚から周辺に放熱することにより血液を冷やします。特に手や足の末梢部分は、暑いときには寒いときより血流量が100倍程度も多くなると言われています。皮膚からは以下の3通りのメカニズムで放熱します。



### -[空気に放熱（対流）]-

皮膚に直接当たる空気に放熱して皮膚を冷やします。気温が高いほど、風速が弱いほど、放熱は進みません。



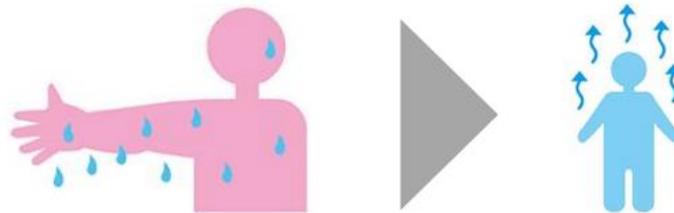
### -[まわりのモノに放熱（放射）]-

まわりのモノに向かって熱を放射することで皮膚を冷やします。モノの温度が皮膚温より高いと放熱が進まず、逆に皮膚が受ける熱が多くなります



### -[発汗して放熱（蒸発）]-

空気やまわりのモノに放熱するだけでは足りずに、体温が上昇してしまう場合に発汗が始まります。汗が蒸発するときに皮膚から気化熱を奪うことで皮膚を冷やします。湿度が高いと汗が蒸発しにくく放熱が進みません。発汗すると体内から水分・塩分が失われるので、水分・塩分を補給する必要があります。



# 熱中症による死亡者数

	熱中症 (※1)	(参考) 自然災害 (※2)
2017年	635人	129人
2018年	1,581人	452人
2019年	1,224人	159人
2020年	1,528人	128人
2021年	755人	150人
2022年	1,477人	26人

※2 令和5年度防災白書より（行方不明者含む）

# 令和5年度夏の熱中症死亡者の状況 (東京都監察医務院のデータより)

## 東京都23区における熱中症死亡者164人の死体検案結果

(令和5年10月31日時点までの速報値)

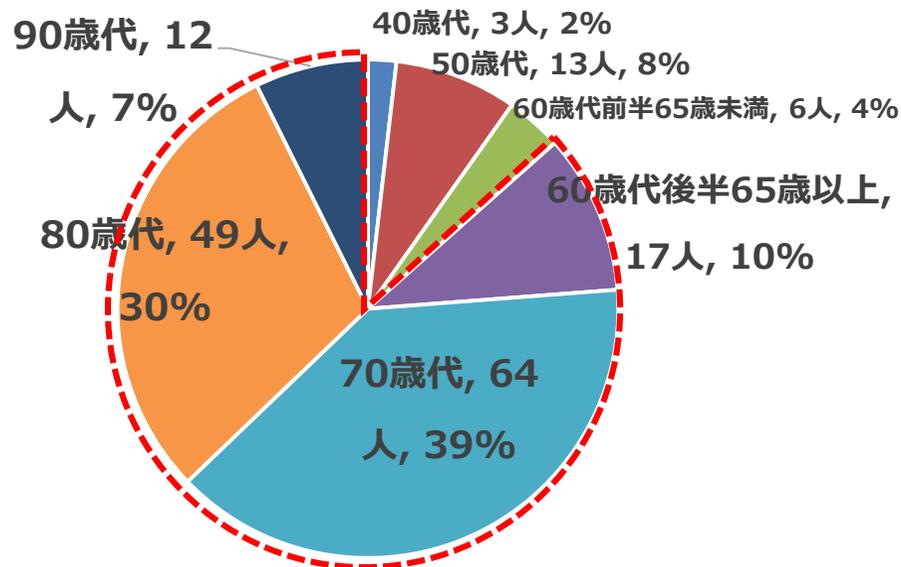
死亡者 (164人) のうち

- 8割以上は高齢者 (65歳以上の)

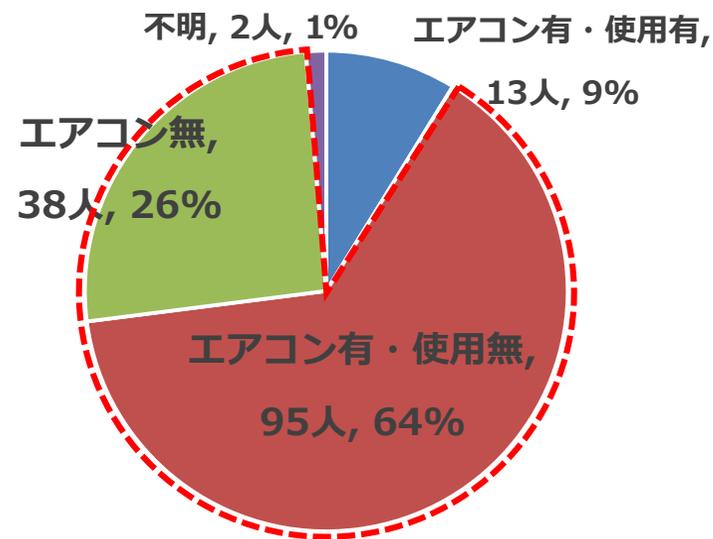
屋内での死亡者 (148人) のうち

- 約9割がエアコン不使用等  
(「エアコンを使用していない (64%)」 又は  
「エアコンを所有していなかった (26%)」)

年齢別



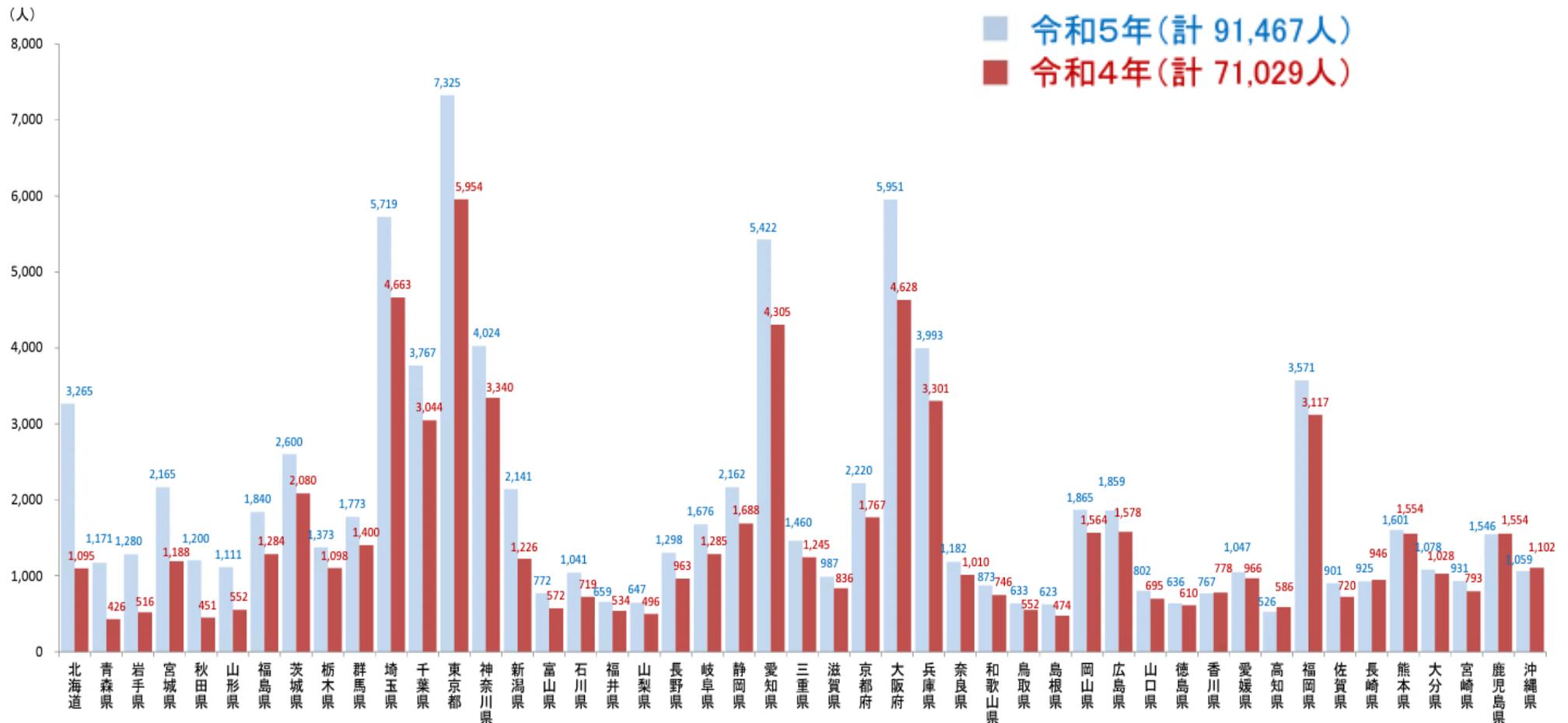
エアコン設置有無・使用状況別



出典：東京都監察医務院のデータを基に、環境省作成

# 熱中症による救急搬送状況（令和5年）

## 「都道府県別救急搬送人員（昨年比）」



出典：消防庁資料「令和5年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況」（2023/10/27公表）より

# WBGTTの活用

# 暑さ指数 (WBGT) について

暑さ指数 (WBGT) とは (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature)

- ◆ 人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、  
**気温、湿度、日射・輻射、風** の要素をもとに算出する指標



暑さ指数 (WBGT) 測定装置

## 暑さ指数 (WBGT) の算出

【算出式】  $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

- **乾球温度** : 通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- **湿球温度** : 湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。
- **黒球温度** : 黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。

※気象庁データに基づいた、全国約840地点の暑さ指数の実況値や予測値が「環境省 熱中症予防情報サイト( <https://www.wbgt.env.go.jp/> )」で公開されています。

# 気温と暑さと熱中症搬送者数

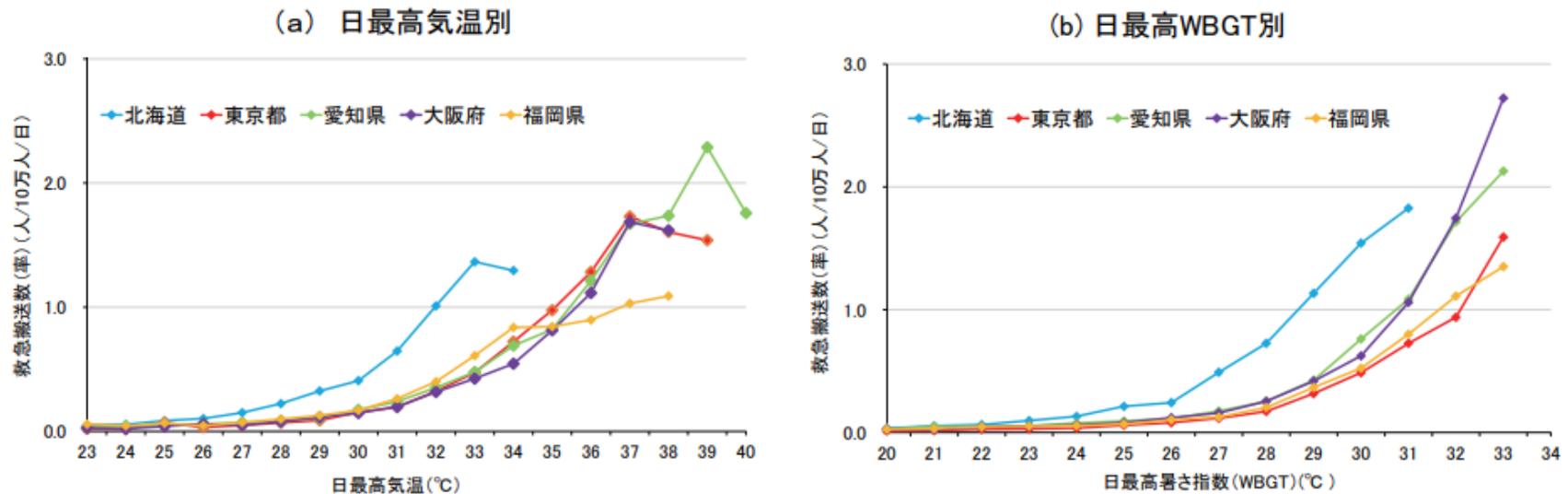


図1-11 熱中症搬送数(率) (2008～2021年)  
(a) 日最高気温別、(b) 日最高暑さ指数(WBGT)別

気温に加え、湿度や輻射熱を考慮できる暑さ指数(WBGT)の方が熱中症搬送者数との対応関係が良い

→熱中症の危険度の指標として、暑さ指数(WBGT)を採用

# (参考) 学会等が示している暑さ指数を用いた指針

暑さ指数 (WBGT)による 基準域	注意すべき生活 活動の目安 <sup>※1</sup>	日常生活における 注意事項 <sup>※1</sup>	熱中症予防運動指針 <sup>※2</sup>
危険 31以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
嚴重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	<b>嚴重警戒</b> (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	<b>警戒</b> (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意</b> (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)